

# 「Daijin Web API」トライアル利用規約

## ご利用規約

この書面には、お客様がトライアル利用いただくにあたり必要な事項が記載されていますので  
お申込みいただく前に一度よくお読みください。



Daijin Web API トライアル利用規約は、応研株式会社（以下「当社」といいます）が提供する当社のクラウド型基幹業務サービス（大臣 AX クラウド及びスマート大臣）（以下「連携対象製品」という）に対応した連携プログラムである「Daijin Web API」サービスを無償で利用（以下「トライアル利用」という）頂くにあたり、利用条件および権利義務を定めるものです。

### 第1条 （用語の定義）

1. 「Daijin Web API」とは、当社の連携対象製品とのデータ連携を実現するためにWeb APIの機能を実装したソフトウェアであり、これは、当社が企画、設計、開発し提供するものをいいます。
2. 「連携プログラム」とは、当社の連携対象製品に対応して「Daijin Web API」を利用しデータ連携を行う、お客様が開発したプログラムをいいます。
3. 「Daijin Web API開発キット」とは、連携プログラムの開発支援のために当社がお客様に提供する、各種資料・開発環境・プログラム・その他の情報をいいます。
4. 「Client ID」とは、連携プログラムがDaijin Web APIへアクセスするために利用するための資格情報をいいます。

### 第2条 （申込）

1. お客様は、本規約に同意の上、所定の申込を当社に行うことによりトライアル利用を申し込むものとします。
2. 当社は、当社の基準に従い、お客様の利用申込を承諾するか否かを判断し、その諾否をお客様に通知します。
3. 当社が利用申込を承諾しなかった場合の判断理由について、一切の開示を行いません。またお客様は判断の結果に対して異議を述べることはできません。

### 第3条 （情報開示の目的）

1. 当社は、Daijin Web API開発キットをお客様に開示します。なお、当社が必要と認めた場合に、当社はDaijin Web API開発キットを追加することがあります。
2. お客様は当社より開示されたDaijin Web API開発キットに基づいて、トライアル対象製品に限り連携プログラムを開発することができます。
3. お客様はトライアル利用によって知り得た情報を、連携プログラムの開発以外の目的に使用することはできません。
4. お客様はDaijin Web API開発キットを複製、改変してはなりません。
5. お客様は当社より提供されるDaijin Web APIその他のソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングしてはなりません。

### 第4条 （権利）

1. Daijin Web API 開発キットに関する著作権並びにその他の知的財産権は当社に帰属します。

### 第5条 （秘密保持）

1. お客様は当社より提供を受けた情報、その他トライアル利用を通じて開示された情報（以下、「非公開情報」という）の秘密を保持し、譲渡、貸与、複写および口頭などいかなる手段においても、第三者に対して配布、開示、公表または漏洩してはならないものとします。

ただし、各号の一に該当する情報は非公開情報にあたらぬものとします。

また、非公開情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。

- (1) お客様に開示される以前に公知となった情報
- (2) お客様に開示される以前から自ら保有していた情報

- (3) お客様の責めによらず公知となった情報
  - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
  - (5) 当社より提供を受けた非公開情報によることなく独自に開発した情報
  - (6) Client ID
2. お客様は第 1 項の秘密保持の徹底を図るため、非公開情報の取り扱いについては保管管理者を定め、管理に十分注意を払う必要があります。また、非公開情報を複製する場合には、複製した内容と目的及び複製した数を書面により当社に通知しなければなりません。
  3. お客様が第 1 項ないし第 2 項の規定に違反した場合は、当社は直ちにトライアル利用を解除し、損害賠償を求めることができますものとします。
  4. 本条の義務は、トライアル利用の終了後も存続するものとします。

#### 第6条 (免責)

1. 当社は、Daijin Web API、および Daijin Web API 開発キットのエラー、不具合(バグ含む)、中断その他の瑕疵が無いことついて一切の保証をしません。
2. 当社は、改良や機能追加のため、Daijin Web API 仕様を変更する場合があります。  
この場合、トライアル利用期間中に限り、その変更内容をお客様に通知します。
3. 当社は、損害の因果関係を問わず、トライアル利用によりお客様が受けた一切の損害から免責されます。
4. お客様のトライアル利用により第三者から当社に請求・訴訟が提起された場合、お客様の責任と費用で解決にあたるものとします。  
また、当社に損害(弁護士費用を含む)が発生する場合、当社に対し当該損害を賠償するものとします。

#### 第7条 (反社会勢力との取引等の禁止)

1. お客様および当社は、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含むがこれに限らず、また、団体、個人を問わない)の関係者に該当しないことを表明し、また反社会的勢力関係者と取引したり交際したりしないことを約するものとします。

#### 第8条 (禁止事項)

1. お客様は、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社、もしくは第三者の権利(著作権含む知的財産権、およびその他の権利)を侵害する行為、また侵害する恐れのある行為
  - (2) 各種法令、もしくは公序良俗に反する行為
  - (3) 当社の運営するサイト・サーバー・システム等(以下「当社のシステム等」という。)に関し、コンピュータウイルスを感染させ、ハッキング、改ざん、もしくはその他の不正アクセスを行うなどシステムの安全性を低下させる行為
  - (4) 当社のシステム等の負荷を著しく増加させ運用に支障を与える行為
  - (5) アクセス元の情報を隠蔽もしくは偽るなどして当社のシステム等にアクセスする行為
  - (6) 第三者のアクセスを妨害する行為
  - (7) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、お客様が前項各号の一に該当する行為を行ったと判断した場合、お客様に対し Daijin Web API 開発キットの全部、または一部の提供を停止し連携を停止できるものとします。  
また、停止の判断についての開示義務を負いません。

#### 第9条 (注意義務)

1. 当社に届け出た連絡先が変更となる場合、お客様は速やかに当社に届出をするものとします。

2. お客様は、当社から通知された連携対象製品や Daijin Web API を利用するために必要な情報および Client ID（以下本条において「ID およびパスワード等」という）を管理する責任を負うものとし、なお、パスワードの信頼性が損なわれる事態が生じた場合、お客様は速やかにパスワードを変更する等の措置をするものとします。
3. お客様は、ID およびパスワード等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
4. お客様は、ID およびパスワード等が盗まれたり、お客様が開発した連携プログラムに関して不正アクセス、情報漏洩等またはその懸念がある場合、当社に対して直ちにその旨を通知するとともに、当社の指示に従うものとします。
5. 前項において、お客様は速やかに実施可能な対策を講じた上で、当社と協力して原因の究明および対策を行うものとします。当社は、十分な対策が講じられるまでの間、お客様が開発した連携プログラムの Daijin Web API への接続を制限または停止することができるものとします。
6. 4項において、お客様または第三者に発生した損害について、当社および当社の販売店はその責任を負わないものとします。
7. お客様は、自己の責任と費用負担において、連携プログラムを開発するために必要な通信機器、ソフトウェア、ネットワーク接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備するものとします。

### 第10条（提供地域）

1. Daijin Web API の提供地域は、日本国内とします。  
また、トライアル利用に定めるお客様の権利も、日本国内でのみ有効とします。

### 第11条（期間の定義）

1. トライアル利用の有効期間は当社が告知したトライアル利用開始日より二ヶ月間とします。  
トライアル利用期間の延長には応じません。
2. トライアル利用期間終了と同時に権限、および、データ全てを当社の定める方法によって消去するものとします。  
なお、トライアル利用期間中に正規利用契約手続きを完了した場合、トライアル利用環境を正規利用環境として引き続き利用可能となります。

### 第12条（解除）

1. お客様または当社は相手方が次の各号の一に該当した場合、何ら催告を要せずトライアル利用を解除することができるものとします。
  - (1) この規約の規定に違反したとき
  - (2) 銀行取引停止処分またはその警告を受けたとき
  - (3) 仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立を受けたとき
  - (4) 営業の許認可を取り消され、または営業を廃止したとき
  - (5) 破産、民事再生、会社更生などの申立があったとき
  - (6) 相手方が反社会的勢力と判明したとき、または反社会的勢力との取引や交際などが判明したとき
  - (7) その他、信用状況の悪化等、トライアル利用の解除につき相当の事由が認められるとき

### 第13条（合意管轄）

1. トライアル利用に関し訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上